

壇上報告候補 2-4

井上 友美 武蔵大学大学院博士前期課程

#報告題目 「1 リットルの涙」と新自由主義

#報告キーワード 新自由主義 異性愛規範 脱政治化

#報告要旨

新自由主義という概念をジェンダー、セクシュアリティの領域から理論的に考察した菊地夏野は、「近年、『新自由主義（Neoliberalism）』概念の理論的有効性について批判する声がある」が「『新自由主義』概念で把握される社会的変化」の影響は大きく、「通常考えられている以上にジェンダーとセクシュアリティの領域でその影響は深い」と指摘する（菊地 2019: iv）。本報告は、この視座を継承し、ジェンダーやセクシュアリティと同程度もしくはそれ以上に障害の領域もまた、新自由主義の影響を色濃く受けているとの仮定から、新自由主義下における障害の表象を読みとくものである。

主に検討するのは、脊髄小脳変性症により 1988 年に 25 歳で亡くなった木藤亜也の手記を原作とするドラマ、「1 リットルの涙」である。このドラマは、「新自由主義の本格的な遂行」（渡辺 2007: 297）を初めて可能にしたとされる小泉政権下の 2005 年に放映され、日本 PTA 全国協議会による同年の調査で子どもに見せたい番組 1 位に選ばれたほか、最終回の視聴率は 20%を超えた（『朝日新聞』2006.5.18 朝刊）。新自由主義が本格化する以前に書かれた手記のドラマ化にあたって、何が削り落とされ何が付け加えられたのか。この点に着目して分析することで、新自由主義と障害を考える出発点としたい。ドラマと手記の相違として、次の 3 点があげられる。第一に、手記には登場しない（実在もしない）高校の先輩・河本とクラスメイトの「麻生君」が、ドラマには登場する。ドラマの前半部分で両想いのように描かれた河本と亜也が病気の発覚により離れていくにつれ、麻生と亜也は互いに好意を寄せあうようになる。唐突に挿入されるこの異性愛関係は、「高校生だもん、好きな人と一緒に誕生日を過ごしたいって思うでしょ？それって、誰もが普通に思うことだよな」という母親のせりふによって自然化され、物語が終盤にさしかかる頃には麻生が亜也に思いを伝える。しかし、その後、養護学校の教員の結婚式に麻生とともに出席した亜也は、「もう会えません」と書かれた手紙を麻生に渡し、涙を流

しながら両親と主治医に「わたし、結婚できる？」と尋ねる。この「わたし、結婚できる？」という言葉は、主治医の寄稿の中ではあるが、手記にも登場する。しかし、主治医の回顧では「突然」発せられたというこの言葉が、ドラマでは、自分には「結婚」ができないのだと悟り麻生に別れを告げたことを示すような文脈に置きなおされる。こうして、異性愛規範やロマンティックラブ・イデオロギーが強化されると同時に、そうした規範に沿えないことが重大な悲劇として描かれる。

第二に、ドラマにおいても手記においても母親が保健師であることに変わりはないが、実際には一度も仕事を辞めていないこの母親はドラマの中で、「今までは町のみんなの保健師だったけど、これからは家族専属になる」と言って退職する。ドラマでは、亜也の病気をめぐって両親は対立し、きょうだいたちは人知れず葛藤し、家族の危機を迎える。しかし、「誰だって病気になったら、家族のみんなが助けるのは当たり前じゃない」という母親のせりふや「わたし、この家族が大好き」といった亜也のせりふに象徴されるように、家族の危機を通じて家族は（再）強化されるのである。

第三に、養護学校への転校を本人ではなく母親に示唆した高校の担任に対し、「何とも胸クソが悪い」、「腹が立つなァ」というように手記においてははっきりと表明されていた亜也の怒りは、ドラマにおいて、亜也のものではなくなり、麻生の優しさや正義感を示すものとして収奪される。手記のあとがきにあった、経済的な問題や病院の無理解に対する母親の怒りも、ドラマでは消し去られる。手記には確かに存在したはずの政治化の契機は、ドラマにおいて失われるのである。

以上から、ドラマ「1 リットルの涙」において障害は、小さな政府を是とする新自由主義と呼応するように、伝統的な家族観・性愛観を強化するとともに、私化され、脱政治化されているといえる。

【文献】

菊地夏野，2019，『日本のポストフェミニズム——「女子力」とネオリベリズム』大月書店。

木藤亜矢，1986，『1 リットルの涙——難病と闘い続ける少女亜矢の日記』エフエー出版。（再版：2005，『1 リットルの涙——難病と闘い続ける少女亜矢の日記』幻冬舎。）

渡辺治，2007，「日本の新自由主義——ハーヴェイ『新自由主義』によせて」デヴィッド・ハーヴェイ『新自由主義——その歴史的展開と現在』作品社。

※本報告で分析する資料は、すべて公開されているものである。報告者は、分析に対して異議申し立てを受けた際には対話に応じる責任を負う。